

第23期第4回福島海区漁業調整委員会議事録

I 日 時 令和8年2月18日(水) 13:30～14:45

II 場 所 【福島会場】福島県庁西庁舎12階講堂
(福島市杉妻町2-16)
【いわき会場】福島県水産会館研修室
(いわき市中央台飯野4丁目3-1)

III 次 第

- 1 開会
- 2 会長挨拶
- 3 出席状況報告
- 4 議事録署名人選出
- 5 議 題

(1) 議案

- 議案第1号 特定水産資源の漁獲可能量の配分について(するめいか)(諮問・答申)
- 議案第2号 特定水産資源の漁獲可能量の配分について(ぶり)(諮問・答申)
- 議案第3号 特定水産資源の漁獲可能量の配分について(くろまぐろ)(諮問・答申)
- 議案第4号 福島県資源管理方針の変更について(諮問・答申)
- 議案第5号 潜水器漁業の許可に係る制限措置の内容、申請すべき期間及び許可の基準について(諮問・答申)
- 議案第6号 いかつり漁業に関する委員会指示について

(2) 報告事項

- ア 漁業権に係る資源管理状況等について
- イ かたくちいわし太平洋系群の漁獲可能量による管理を行う際の参考となる数量について
- ウ 第17回宮城・福島両県海区漁業調整委員交流会の結果について

6 閉会

IV 委員の定数 15名

V 出席者

1 委員（14名）

今野 智光 会長 鈴木 哲二 会長代理（WEB参加）
今泉 浩一 委員（WEB参加） 狩野 一男 委員 平 仁一 委員
永瀬 哲浩 委員（WEB参加） 久田 要一 委員
吉田 康男 委員（WEB参加） 渡邊 登 委員
鈴木 由美子 委員（WEB参加） 宮崎 奈穂 委員
渡邊 千夏子 委員 氏居 俊夫 委員 宮下 朋子 委員

2 知事部局及び海区漁業調整委員会事務局

所属及び職名	氏名
水産課長（併）海区事務局長	平田 豊彦
水産課主任主査	渡辺 透
水産課主査	平川 直人
水産課主査	寺本 航
水産課技師	御代 侑希
水産事務所長	佐久間 徹
水産事務所主任主査	實松 敦之
水産海洋研究センター所長	山廻邊 昭文
水産資源研究所長	後藤 勝彌
海区事務局 主幹兼次長（総務担当）	菅野 学
〃 次長（業務担当）	佐藤 太津真
〃 副主査	酒井 理沙
〃 主事	渡部 もも
〃 主事	佐藤 琴美
〃 主事	新妻 樹
〃 主事	金子 正子

1 開会 (13:30~)	
事務局(佐藤次長)	定刻となりましたので、これより第23期第4回福島海区漁業調整委員会を開会いたします。
2 会長挨拶	
事務局(佐藤次長)	はじめに、会長より御挨拶をお願いいたします。
今野会長	<p>本日は、お忙しい中、第23期第4回福島海区漁業調整委員会に御出席いただき、誠にありがとうございます。</p> <p>本日は、議案6題、報告事項3題を予定しております。</p> <p>十分に御審議いただくことをお願いしまして、私からの挨拶といたします。本日はよろしく申し上げます。</p>
3 出席状況報告	
事務局(佐藤次長)	<p>次に、委員の出席状況を御報告いたします。</p> <p>本日は委員15名中、9名は福島会場に御出席をいただいております、いわき会場には5名の委員がインターネット上での御出席となっております。福島海区漁業調整委員会運営規程第3条第5項の規定による、会長が適当と認める情報通信機器を活用しての御参加となります。</p> <p>よって、出席委員数は14名であり、漁業法第145条第1項の規定に基づく定足数である過半数に達しており、委員会は成立することを御報告いたします。</p>
4 議事録署名人選出	
事務局(佐藤次長)	<p>議事に先立ちまして議事録署名人を選出いたします。</p> <p>福島海区漁業調整委員会運営規程第11条第1項の規定に基づき、会長が指名することとなっております。</p> <p>では会長、よろしく申し上げます。</p>
今野会長	それでは、議事録署名人には、吉田委員、渡邊登委員を指名いたします。両委員には、よろしく申し上げます。
両委員	(「はい」との声あり)
5 議題	
事務局(佐藤次長)	<p>ここで議事に先立ち、連絡事項がございます。</p> <p>令和8年1月14日付けの開催通知におきまして、報告事項としておりました「福島県特定水産資源の漁獲量等の報告に関する規則の一部改正(案)について」は、国の改正作業に合わせ、現在知事部局において規則改正案を作成中であるため、次回以降の海区漁業調整委員会で報告することとされましたので、御承知願います。</p> <p>それでは、これより議事に入ります。</p> <p>議長につきましては、福島海区漁業調整委員会運営規程第3条</p>

	第1項の規定に基づき、会長が務めることとなっております。 会長、よろしく願いいたします。
--	---

(1) 議案

議案第1号 特定水産資源の漁獲可能量の配分について(するめいか)(諮問・答申)

議長	<p>議案第1号「特定水産資源の漁獲可能量の配分について(するめいか)」を議題といたします。</p> <p>知事から諮問されておりますので、詳細については知事部局から説明をお願いします。</p>
平田課長	<p>はい、議長。</p> <p>水産課の平田です。</p> <p>議案第1号「特定水産資源の漁獲可能量の配分について(するめいか)」を御説明いたします。</p> <p>資料5ページをお開きください。</p> <p>令和8年2月4日付け7生流第4171号で、知事から貴委員会へ諮問しております。</p> <p>内容の詳細については、担当から説明させますので、御審議をよろしく願いいたします。</p>
平川主査	<p>はい、議長。</p> <p>水産課の平川です。</p> <p>議案第1号の内容について説明いたします。</p> <p>資料6ページを御覧ください。</p> <p>1の「概要」ですが、特定水産資源のうち、するめいかについて、国から県への漁獲可能量の配分が見込まれるため、福島県資源管理方針に即して、令和8管理年度の知事管理漁獲可能量を設定するものです。</p> <p>3の「策定必要性」ですが、令和8管理年度の都道府県別漁獲可能量については、2月20日に行われる予定である水産政策審議会の資源管理分科会を経て決定され、通知される予定です。</p> <p>大臣からの配分を受けましたら、知事は福島県資源管理方針に即して、知事が管理する区分に配分する数量を定めることになるため、貴委員会の意見を求めるものです。</p> <p>資料8ページを御覧ください。</p> <p>この資料は、令和8年2月4日にするめいかに係る資源管理方針に関する検討会が行われ、水産庁が示した案です。</p> <p>資料11ページをお開きください。</p> <p>水産庁の案としては、するめいかの国全体のTAC数量を「6万8400トン」とし、福島県については「知事管理区分」と記載されている四角の中の右側「注記」において「現行水準とする」とされている府県のひとつに挙げられています。</p> <p>この案について、検討会の場で意見が交換され、その意見を踏</p>

	<p>まえ水産政策審議会の資源管理分科会で諮問されます。</p> <p>なお、資料として掲載してはおりませんが、令和8年2月6日付けで、農林水産大臣から福島県知事宛てに公文での意見照会があり、福島県に対しては、都道府県別漁獲可能量を「現行水準」とし、現行水準の場合の目安数量を「50トン未満」と定めようとしている旨が示されました。</p> <p>これに対し、福島県は、令和8年2月12日付けで「意見なし」と回答しております。なお、ここで示された都道府県別漁獲可能量は、令和7管理年度と同様です。</p> <p>資料6ページにお戻りください。</p> <p>4の「策定の内容」を御覧ください。</p> <p>本県に配分が見込まれるするめいかの数量については、福島県資源管理方針の知事管理区分への配分の基準に即して、本県に配分される都道府県別漁獲可能量「現行水準」の全量を福島県するめいか漁業に配分します。</p> <p>なお、福島県するめいか漁業とは、特定の漁法を指すものではなく、知事が、それぞれの特定水産資源について漁獲量の管理を行う区分の名称です。</p> <p>以上を踏まえ、県報において告示する案を、資料7ページに示しております。</p> <p>なお、水産政策審議会の資源管理分科会を経て、当初配分の通知において、今回諮問した配分と異なる配分となった場合は、改めて貴委員会の意見を求めることとします。</p> <p>また、施行までの間、文書法規上の軽微な字句修正があった場合は、県に一任いただきたいと思います。</p> <p>説明は以上でございます。御審議よろしく申し上げます。</p>
議長	ただ今の説明に対して、御質疑等ございませんか。
各委員	(質疑なし)
議長	質疑がないようですので、採決に移りたいと思いますがよろしいですか。
各委員	(「はい」との声あり)
議長	<p>それでは、採決いたします。</p> <p>議案第1号、特定水産資源の漁獲可能量の配分(するめいか)について「異議なし」として答申することに賛成の委員の皆様は挙手をお願いします。</p>
各委員	(挙手総員)
議長	<p>会場およびWEBで御参加の委員についても確認しました。</p> <p>全員賛成ですので「異議なし」として答申することに決定いたします。</p>
<p>議案第2号 特定水産資源の漁獲可能量の配分について(ぶり)(諮問・答申)</p>	

議 長	<p>議案第2号「特定水産資源の漁獲可能量の配分について（ぶり）」を議題といたします。</p> <p>知事から諮問されておりますので、詳細については知事部局から説明をお願いします。</p>
平田課長	<p>はい、議長。</p> <p>水産課の平田です。</p> <p>議案第2号「特定水産資源の漁獲可能量の配分について（ぶり）」を御説明いたします。</p> <p>資料12ページをお開きください。</p> <p>令和8年2月4日付け7生流第4168号で、知事から貴委員会へ諮問しております。</p> <p>内容の詳細については、担当から説明させますので、御審議をよろしくお願いいたします。</p>
平川主査	<p>はい、議長。</p> <p>水産課の平川です。</p> <p>議案第2号の内容について説明いたします。</p> <p>資料13ページを御覧ください。</p> <p>1の「概要」ですが、特定水産資源のうち、ぶりについて、国から県への漁獲可能量の配分が見込まれるため、福島県資源管理方針に即して、令和8管理年度の知事管理漁獲可能量を設定するものです。</p> <p>3の「策定必要性」ですが、令和8管理年度の都道府県別漁獲可能量については、2月20日に行われる予定である水産政策審議会の資源管理分科会を経て決定され、通知される予定です。</p> <p>大臣からの配分を受けましたら、知事は、福島県資源管理方針に即して、知事が管理する区分に配分する数量を定めることとなるため、貴委員会の意見を求めるものです。</p> <p>資料15ページをお開きください。</p> <p>この資料は、令和8年1月23日にぶりに係るTAC設定に関する意見交換会において、水産庁が示した案です。</p> <p>TAC設定に関する意見交換会は、漁業者等を含めた資源の関係者が意見を交換する場として水産庁が設けた会議です。</p> <p>資料17ページをお開きください。</p> <p>水産庁は、ぶりの大臣管理TACと知事管理TACについて「試行水準」として設定する案としています。</p> <p>ここで「試行水準」の考え方について説明いたします。</p> <p>資料18ページをお開きください。</p> <p>これは、水産庁が公表しているTAC管理のステップアップの考え方を示す表です。</p> <p>新たにTAC管理を開始する魚種は、管理の段階を3段階に分ける「ステップアップ管理」とする方針が示されています。</p>

ぶりについては、令和7管理年度からTAC管理を開始しており、令和7管理年度は「ステップ1」にあたる資源として、TAC報告の義務化等の取り組みが始められました。

令和8管理年度は「ステップ2」として「ステップ1」の取組に加え、都道府県等への配分の試行が開始されます。この配分が「試行水準」です。

具体的には、ぶり全体は「9万7000トン」となる見込みですが、各大臣管理区分、各知事管理区分にそれぞれ「試行水準」として配分され「試行目安数量」が示されます。

資料にはありませんが、福島県への令和8管理年度の試行目安数量は「29トン」となる見込みです。

資料19ページを御覧ください。

「ステップ2」の管理の具体的内容が、中央の列に示されています。

そのうち「漁獲が積みあがった場合の対応」に記載のとおり「ステップ1」に引き続き、法第33条に基づく「採捕停止命令」は行われません。

資料13ページにお戻りください。

4の「策定の内容」を御覧ください。

先ほど御説明しました配分予定数量について、福島県資源管理方針に定める知事管理区分への配分の基準に則して配分します。

ぶりについては、本県に配分される予定の都道府県別漁獲可能量「試行水準」の全量を福島県ぶり漁業に配分します。

なお、福島県ぶり漁業とは、特定の漁法を指すものではなく、知事が漁獲量の管理を行う区分の名称です。

これは、本県に住所がある者がぶりを採捕する漁業を包括したもので、国から配分を受けた数量を水域や漁法、採捕する時期により区分せず、県で一体として漁獲量を管理していくこととしております。

以上を踏まえ、県報において告示する案を、資料14ページにお示ししております。

なお、水産政策審議会の資源管理分科会を経て、当初配分の通知において、今回諮問した配分と異なる配分となった場合は、改めて貴委員会の意見を求めることとします。

また、施行までの間、文書法規上の軽微な字句修正があった場合は、県に一任いただきたいと思います。

説明は以上でございます。御審議よろしく申し上げます。

議長	ただ今の説明に対して、御質疑等ございませんか。
各委員	(質疑なし)
議長	質疑がないようですので、採決に移りたいと思いますがよろしいですか。
各委員	(「はい」との声あり)

議 長	<p>それでは、採決いたします。</p> <p>議案第2号、特定水産資源の漁獲可能量の配分（ぶり）について「異議なし」として答申することに賛成の委員の皆様は挙手をお願いします。</p>
各委員	（挙手総員）
議 長	<p>会場およびWEBで御参加の委員についても確認しました。</p> <p>全員賛成ですので「異議なし」として答申することに決定いたします。</p>
議案第3号 特定水産資源の漁獲可能量の配分について（くろまぐろ）（諮問・答申）	
議 長	<p>議案第3号「特定水産資源の漁獲可能量の配分について（くろまぐろ）」を議題といたします。</p> <p>知事から諮問されておりますので、詳細については知事部局から説明をお願いします。</p>
平田課長	<p>はい、議長。</p> <p>水産課の平田です。</p> <p>議案第3号「特定水産資源の漁獲可能量の配分について（くろまぐろ）」を御説明いたします。</p> <p>資料20ページをお開きください。</p> <p>令和8年2月5日付け7生流第4177号で、知事から貴委員会へ諮問しております。</p> <p>内容の詳細については、担当から説明させますので、御審議をよろしくお願いいたします。</p>
平川主査	<p>はい、議長。</p> <p>水産課の平川です。</p> <p>議案第3号の内容について説明いたします。</p> <p>資料21ページをお開きください。</p> <p>1の「概要」ですが、特定水産資源のうちくろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）について、福島県資源管理方針に即して、令和8管理年度の知事管理区分の漁獲可能量を設定するものです。</p> <p>3の「策定必要性」ですが、令和8管理年度の都道府県別漁獲可能量の当初配分量が農林水産大臣から知事に通知されました。</p> <p>これを受け、知事は、知事が管理する区分に配分する数量を定めることとなるため、貴委員会の意見を求めるものです。</p> <p>資料24ページをお開きください。</p> <p>くろまぐろに関する令和8管理年度の都道府県別漁獲可能量の当初配分について、令和7年12月19日付けで農林水産大臣から知事に発出された通知の写しです。</p> <p>資料中ほどの表を御覧ください。</p> <p>農林水産大臣が定めた、くろまぐろに関する本県の令和8管理</p>

年度の都道府県別漁獲可能量が示されています。

くろまぐろ（小型魚）とは、くろまぐろのうち30キログラム未満のものをいい、くろまぐろ（大型魚）はくろまぐろのうち30キログラム以上のものをいいます。

くろまぐろ（小型魚）の都道府県別漁獲可能量の当初配分は「22.9トン」と定められました。

また、くろまぐろ（大型魚）の当初配分は「2.0トン」と定められました。

ここで、資料22ページをお開きください。

参考として、令和7管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分量を示しております。

令和7管理年度と令和8管理年度の当初配分を比較すると、都道府県別漁獲可能量は同数となっています。

資料21ページにお戻りください。

4の「策定の内容」を御覧ください。

農林水産大臣から配分された数量について、福島県資源管理方針の知事管理区分への配分の基準に即して、知事管理漁獲可能量を表のとおり定めることといたします。

まず、くろまぐろ（小型魚）の知事管理区分は、令和8年4月1日から令和8年9月30日までを漁獲可能期間とした福島県くろまぐろ（小型魚）漁業（上半期）と、令和8年10月1日から令和9年3月31日までを漁獲可能期間とした福島県くろまぐろ（小型魚）漁業（下半期）に分けられます。

これら知事管理区分への配分は、本県に配分された都道府県別漁獲可能量「22.9トン」を、およそ2等分になるように、福島県くろまぐろ（小型魚）漁業（上半期）に「11.4トン」、福島県くろまぐろ（小型魚）漁業（下半期）に「11.5トン」を割り振ることとします。

続いて、くろまぐろ（大型魚）につきましては、本県に配分された都道府県別漁獲可能量「2.0トン」の全量を福島県くろまぐろ（大型魚）漁業に配分いたします。

なお、福島県くろまぐろ（小型魚）漁業（上半期）、福島県くろまぐろ（小型魚）漁業（下半期）、福島県くろまぐろ（大型魚）漁業とは、特定の漁法を指すものではなく、知事がくろまぐろについて漁獲量の管理を行う区分の名称です。

以上を踏まえ、県報において告示する案を、資料23ページにお示ししております。

施行までの間、文書法規上の軽微な字句修正があった場合は、県に一任いただきたいと思います。

ここで、令和8年4月1日以降のくろまぐろ（大型魚）の取扱いについて説明いたします。

資料25ページを御覧ください。

くろまぐろ（大型魚）については、令和8年4月1日付けの漁業法改正に伴い、新たに「特別管理特定水産資源」として扱われます。

それに伴い、知事管理区分において、採捕した際には陸揚げから3日以内に都道府県知事に報告する必要があるとともに、報告事項として「個体の数」が追加されました。

また、採捕をした場合には、個体ごとの数量等の記録を保存する必要があります。

特別管理特定水産資源については「記」以下、2の「特別管理特定水産資源について」にて説明します。

「(1) 特別管理特定水産資源について」を御覧ください。

漁業法改正に伴い、特定水産資源のうち個体の経済的価値が高く、かつ、国際的な枠組み、資源評価、個体の取引状況その他の事情を勘案して、特に厳格な漁獲量の管理を行う必要があると認められるものとして、農林水産省令で定めるものを「特別管理特定水産資源」とすることが定められました。

また、漁業法施行規則により「特別管理特定水産資源」として、くろまぐろのうち重量が30キログラム以上のもの、つまり、くろまぐろ（大型魚）が該当すると示されました。

続いて「(2) 報告について」を御覧ください。

知事管理区分について特別管理特定水産資源の採捕をした場合は、陸揚げから3日以内に報告を行う必要があります。

また、報告の項目として「個体の数」を報告する必要があることが示されました。

続いて「(3) 記録の保存について」を御覧ください。

特別管理特定水産資源の採捕をした場合、記録を保存する必要があります。記録する事項は「船舶等の名称」、「個体ごとの重量」、「陸揚げした日」です。

これは例えば、必要な事項を伝票等で保管しておくこととしても足りません。

このように、4月からくろまぐろ（大型魚）を漁獲した場合、通常の特水産資源を漁獲したのとは異なる取り扱いをするようになります。

資料27ページから36ページまで、令和8年4月1日付けの漁業法及び漁業法施行規則の改正の内容を一部抜粋してありますので、御覧ください。

なお、くろまぐろ（大型魚）は県の資源管理方針において、陸揚げした日の翌月10日までに、漁獲量等の報告をすべきものとして定めておりましたが、これを改めます。

この内容につきましては、議案第4号で改めて諮問します。

説明は以上でございます。御審議よろしく申し上げます。

議長

ただ今の説明に対して、御質疑等ございませんか。

永瀬委員	よろしいでしょうか。
議 長	はい、永瀬委員。
永瀬委員	配分量について、昨年までは増加しましたが、今年度の漁獲枠を消費したのに、なぜ来年度の配分量は変わらないのでしょうか。
平川主査	はい、議長。 水産課の平川です。 配分量については、昨年までは増加していましたが、これについて国への配分量が今年度と同数であったことから、各県への配分量も今年度と同数となっています。
永瀬委員	「くろまぐろの個体数は増えているため、配分量を増やしてください」というのが国から世界への要望だと思いますが、来年度の配分量がなぜ今年度と同数の配分量なのか教えてください。
平川主査	永瀬委員がおっしゃるとおり、くろまぐろは増加傾向にありますが、国際的なまぐろ類の資源管理については、WCPFCという機関が行っています。 その機関において、資源が増加している中でも、日本への配分量を今年度と同数としたため、各県でも今年度と同数の配分量となっています。
永瀬委員	分かりました。
議 長	そのほか御質疑等ございませんか。
各委員	(質疑なし)
議 長	質疑がないようですので、採決に移りたいと思いますがよろしいですか。
各委員	(「はい」との声あり)
議 長	それでは、採決いたします。 議案第3号、特定水産資源の漁獲可能量の配分(くろまぐろ)について「異議なし」として答申することに賛成の委員の皆様は挙手をお願いします。
各委員	(挙手総員)
議 長	会場およびWEBで御参加の委員についても確認しました。 全員賛成ですので「異議なし」として答申することに決定いたします。

議案第4号 福島県資源管理方針の変更について(諮問・答申)

議 長	議案第4号「福島県資源管理方針の変更について」を議題といたします。 知事から諮問されておりますので、詳細については知事部局から説明をお願いします。
平田課長	はい、議長。 水産課の平田です。

	<p>議案第4号「福島県資源管理方針の変更について」を御説明いたします。</p> <p>資料37ページを御覧ください。</p> <p>令和8年2月3日付け7生流第4100号で、知事から貴委員会へ諮問しております。</p> <p>内容の詳細につきましては、担当から説明させますので、御審議をよろしくお願いいたします。</p>
渡辺主任	<p>はい、議長。</p> <p>水産課の渡辺です。</p> <p>資料38ページ「資源管理方針変更の概要について」を御覧ください。</p> <p>1の「変更の概要」ですが、議案第3号でも御説明しましたとおり、令和8年4月1日より法改正に伴う「特別管理特定水産資源」の管理が始まり、くろまぐろ（大型魚）が「特別管理特定水産資源」に指定されることから、県資源管理方針の記載内容を変更するものです。</p> <p>3の「変更の必要性」ですが、法改正により特別管理特定水産資源の漁獲量等の情報収集及び報告が追加されています。</p> <p>議案第3号の資料27ページを御覧ください。</p> <p>法改正の新旧対照表ですが、表の左の新しい第26条第2項と、資料29ページの表の左の第30条第2項に特別管理特定水産資源の漁獲量等の情報収集及び報告が定められました。</p> <p>これを受け、県資源管理方針の記載内容を変更するものです。</p> <p>資料38ページにお戻りください。</p> <p>4の「主な変更の内容」ですが、2つございます。</p> <p>1つ目は「漁獲量等の情報は、法第26条第1項又は第30条第1項の規定による漁獲可能量による管理として行うもの」から「漁獲量等の情報は、法第26条第1項若しくは第2項又は第30条第1項若しくは第2項の規定による漁獲可能量による管理として行うもの」に変更するものです。</p> <p>2つ目は報告期限を「陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで」から「陸揚げした日から3日以内」と変更するものです。</p> <p>資料39ページを御覧ください。</p> <p>福島県資源管理方針の新旧対照表でございます。</p> <p>左が改正案、右が現行になります。</p> <p>「第6 その他資源管理に関する重要事項」の「1 漁獲量等の情報の収集」の（2）ですが「漁獲量等の情報は、法第26条第1項又は第30条第1項の規定による漁獲可能量による管理として行うもの」から「漁獲量等の情報は、法第26条第1項若しくは第2項又は第30条第1項若しくは第2項の規定による漁獲可能量による管理として行うもの」とします。</p>

	<p>資料40ページを御覧ください。</p> <p>附則の1ですが「この方針は、令和8年4月1日から施行する」とします。</p> <p>附則の2ですが、施行日前にくろまぐろ（大型魚）を採捕した場合の取り扱いについて「この方針の施行前にくろまぐろ（大型魚）を陸揚げした場合における福島県知事への報告については、なお従前の例による」とします。</p> <p>別紙1-2「くろまぐろ（大型魚）」ですが、これまで漁獲量等の報告期限を①で「陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで」、②で「都道府県知事が法第31条の規定に基づく公表をした日（知事管理漁獲可能量を超える恐れがあると公表をした日）から当該管理年度の末日までは、陸揚げした日から3日以内」としていたものから「陸揚げした日から3日以内」に変更するものです。</p> <p>資料42ページから55ページまでは、資源管理方針全体の溶け込み版でございます。</p> <p>なお、施行日までの間、国の指示等による軽微な字句修正があった場合には、県に一任していただきたいと思います。</p> <p>今後の予定としましては、本日の諮問・答申の後に、農林水産大臣の資源管理方針の変更の承認申請を行い、農林水産大臣から承認の通知を受けた後、管理期間開始前の3月末に公表する予定としております。</p> <p>説明は以上でございます。御審議よろしくお願いたします。</p>
議長	ただ今の説明に対して、御質疑等ございませんか。
各委員	（質疑なし）
議長	質疑がないようですので、採決に移りたいと思いますがよろしいですか。
各委員	（「はい」との声あり）
議長	<p>それでは、採決いたします。</p> <p>議案第4号、福島県資源管理方針の変更について「異議なし」として答申することに賛成の委員の皆様は挙手をお願いします。</p>
各委員	（挙手総員）
議長	<p>会場およびWEBで御参加の委員についても確認しました。</p> <p>全員賛成ですので「異議なし」として答申することに決定いたします。</p>
<p>議案第5号 潜水器漁業の許可に係る制限措置の内容、申請すべき期間及び許可の基準について（諮問・答申）</p>	
議長	議案第5号「潜水器漁業の許可に係る制限措置の内容、申請すべき期間及び許可の基準について」を議題といたします。

平田課長	<p>知事から諮問されておりますので、詳細については知事部局から説明をお願いします。</p> <p>はい、議長。</p> <p>水産課の平田です。</p> <p>議案第5号「潜水器漁業の許可に係る制限措置の内容、申請すべき期間及び許可の基準について」を御説明いたします。</p> <p>資料56ページをお開きください。</p> <p>令和8年2月9日付け7生流第4064号で、知事から貴委員会へ諮問しております。</p> <p>内容の詳細につきましては、担当から説明させますので、御審議をよろしくお願いいたします。</p>
寺本主査	<p>はい、議長。</p> <p>水産課の寺本です。</p> <p>議案第5号の内容について御説明いたします。</p> <p>資料57ページをお開きください。</p> <p>1の「概要」を御覧ください。</p> <p>今回の諮問の概要を御説明いたします。</p> <p>今回の諮問は、知事が潜水器漁業の許可又は起業の認可をするため、漁業法及び福島県漁業調整規則の規定に基づき、制限措置の内容、申請期間、許可の基準を定めることから、貴委員会の意見を求めるものです。</p> <p>なお、本件に係る説明において「許可又は起業の認可」を「許可等」と省略して御説明します。</p> <p>資料中ほど、3の「制限措置等及び許可の基準の必要性」を御覧ください。</p> <p>現在許可している潜水器漁業は、令和8年4月30日で有効期間が満了します。</p> <p>有効期間満了後の同年5月1日から許可等をするため、制限措置の内容及び許可等を申請すべき期間を定め、公示する必要があります。</p> <p>また、制限措置で公示した許可等をすべき漁業者の数を超える申請があった場合、許可等をする者を定めるための基準を定める必要があります。</p> <p>4の「制限措置等及び許可の基準の内容」の表を御覧ください。</p> <p>表の左側の欄に記載している項目は、許可等をするにあたり、漁業法及び福島県漁業調整規則に基づき知事が定める事項です。</p>

	<p>それぞれの項目について、内容を御説明いたします。</p> <p>項目の1番上の「漁業種類」は、潜水器漁業であります。</p> <p>項目の上から2番目「許可等をすべき漁業者の数」について御説明いたします。</p> <p>表の下の米印を御覧ください。</p> <p>許可等をすべき漁業者の数は、操業の実態や資源状況を勘案して判断すべきものではありませんが、本県においては操業拡大に向け取り組んでいるところであり、そのような実態においては、資源状況が評価しにくい状況であることから、震災前の許可数を上限とし、漁業協同組合への照会を参考に設定しております。</p> <p>漁業協同組合へ照会した結果を踏まえ、許可等をすべき漁業者の数は29人としております。</p> <p>震災前の許可数が32人でしたので、今回設定した数は震災前の許可数を下回っております。</p> <p>3番目以降の「操業区域」、「漁業時期」、「漁業を営む者の資格」については、潜水器漁業の許可等に関する取扱方針のとおりとして、現在の許可と同じ内容で設定いたします。</p> <p>以上が制限措置の内容です。</p> <p>引き続きまして、表の下から2番目「許可等を申請すべき期間」は、ひと月の申請期間を設け、令和8年3月6日から同年4月6日までとする予定です。</p> <p>最後に表の一番下「許可の基準」については、沿岸漁業の経営安定の観点から、現に知事許可漁業の許可を受けている者を優先し順位付けを行い、許可等をする者を定めることといたします。</p> <p>これを踏まえ、制限措置等について県報において告示する案を、資料59ページにお示ししております。</p> <p>また、許可の基準の案を60ページにお示ししております。</p> <p>資料が前後しますが、58ページをお開きください。</p> <p>「経過と今後の予定」について御説明します。</p> <p>今回お示した制限措置の案については、水産課のホームページにおいて公表し、令和8年1月7日から同年2月6日まで意見を聴取しました。その結果、意見の提出はありませんでした。</p> <p>なお、施行までの間、文書法規上の軽微な字句修正があった場合は、県に一任いただきたいと思います。</p> <p>説明は以上でございます。御審議よろしく申し上げます。</p>
議長	ただ今の説明に対して、御質疑等ございませんか。

平委員	よろしいでしょうか。
議 長	はい、平委員。
平委員	許可等をすべき漁業者の数について、これ以上の増減はあり得るのでしょうか。
平田課長	はい、議長。 水産課の平田です。 許可等をすべき漁業者の数について、基本的には各漁協に照会をして人数を決定しているため、今後県が勝手に数を増減するということはありません。
平委員	今後潜水器漁業を営みたいと思う人がいれば、許可等をすべき漁業者の数が増えていってもいいのかなと思って質問しました。
平田課長	そのような話が出れば、検討していくことになると思います。条件を付けて実施している部分もありますので、そのあたりを含めた総合的な判断になると思います。
平委員	分かりました。
議 長	そのほか御質疑等ございませんか。
各委員	(質疑なし)
議 長	質疑がないようですので、採決に移りたいと思いますがよろしいですか。
各委員	(「はい」との声あり)
議 長	それでは、採決いたします。 議案第5号、潜水器漁業の許可に係る制限措置の内容、申請すべき期間及び許可の基準について「異議なし」として答申することに賛成の委員の皆様は挙手をお願いします。
各委員	(挙手総員)
議 長	会場およびWEBで御参加の委員についても確認しました。 全員賛成ですので「異議なし」として答申することに決定いたします。
議案第6号 いかつり漁業に関する委員会指示について	
議 長	議案第6号「いかつり漁業に関する委員会指示について」を議題といたします。 委員会指示ですので、詳細については事務局から説明をお願いします。
事務局(佐)	はい、議長。

藤次長)	<p>事務局の佐藤です。</p> <p>議案第6号「いかつり漁業に関する委員会指示について」を御説明いたします。</p> <p>資料は61ページからになりますが、はじめに資料62ページをお開きください。</p> <p>この指示は、アカイカ、スルメイカを対象としたいかつり漁業を海区承認制とするもので、昭和51年に発動されました。</p> <p>指示発動の経過については、昭和51年、本県沖合にスルメイカの漁場形成の可能性があることが示され、承認制導入の要望がありました。</p> <p>指示発動の理由ですが、当時茨城県、宮城県が承認制としたこと、また、底びき網船との競合等を調整する必要性が生じたことから、承認制とされました。</p> <p>指示内容の推移については、表に示したとおり、対象船舶、操業期間、操業区域に関して適宜調整がなされ、平成17年以降、現在の形に落ち着いています。</p> <p>指示の継続理由ですが、隣県が許可、承認制度としており、本県海域において自由漁業とする理由はないこと、沿岸漁業への漁具被害を防止するため水深制限が必要であることから、引き続き委員会指示の発動が必要であると考えております。</p> <p>次に、資料63ページを御覧ください。</p> <p>承認枠、承認実績、操業実績について、道県別に示しております。県外船の承認実績は震災後に大きく減少した後、少しずつ増加し、令和5、6年には21隻になりました。令和7年は1隻減少して20隻となっております。</p> <p>県内船の承認実績は、平成22年の23隻から、震災後はゼロとなっておりますが、令和元年から申請があり、令和7年は2隻を承認しています。</p> <p>操業実績は、震災後から令和6年までは全くない状況で、令和7年については、今後実績報告が届く予定です。</p> <p>令和8年の承認枠の案については、表の一番下に示しましたとおり、平成20年以降同様に、県内船には枠を設けず、県外船に</p>
------	---

	<p>は150隻の枠とすることを御提案いたします。</p> <p>資料61ページをお開きください。</p> <p>指示の内容について概要を御説明します。</p> <p>操業の承認について、いかつり漁業に係る操業の承認の対象船舶は、使用する船舶毎に福島海区漁業調整委員会の承認を受けなければなりません。</p> <p>ただし、手釣り又は竿釣りに使用する総トン数5トン未満の船舶については、この限りではありません。</p> <p>承認の対象漁船は、総トン数30トン未満です。</p> <p>操業期間は、令和8年6月1日から令和9年1月31日までです。</p> <p>操業の禁止区域は、富岡町小良ヶ浜灯台から正東の線以北の水深45メートル以浅の福島県海域とします。</p> <p>指示の有効期間は、令和8年6月1日から1年間です。</p> <p>以上で説明を終わります。御審議よろしくお願ひします。</p>
議長	ただ今の説明に対して、御質疑等ございませんか。
各委員	(質疑なし)
議長	質疑がないようですので、採決に移りたいと思いますがよろしいですか。
各委員	(「はい」との声あり)
議長	<p>それでは、採決いたします。</p> <p>議案第6号、いかつり漁業に関する委員会指示について、承認することに賛成の委員の皆様は挙手をお願いします。</p>
各委員	(挙手総員)
議長	<p>会場およびWEBで御参加の委員についても確認しました。</p> <p>全員賛成ですので、原案どおり委員会指示を発動することに決定いたします。</p>

(2) 報告

報告事項ア 漁業権に係る資源管理状況等について	
議長	<p>続きまして、議題(2)報告事項に移ります。</p> <p>報告事項ア「漁業権に係る資源管理状況等について」を知事部局から報告願ひします。</p>
平田課長	<p>はい、議長。</p> <p>水産課の平田です。</p>

	<p>報告事項ア「漁業権に係る資源管理状況等について」を報告いたします。</p> <p>資料6 4 ページを御覧ください。</p> <p>令和8年2月2日付け7生流第4 0 4 2号で、知事から貴委員会へ報告しております。</p> <p>内容の詳細につきましては、担当から説明させますので、よろしくお願いたします。</p>
寺本主査	<p>はい、議長。</p> <p>水産課の寺本です。</p> <p>資料6 5 ページを御覧ください。</p> <p>1の「概要」及び2の「根拠規定」を御覧ください。</p> <p>この報告は、漁業法及び漁業法施行規則に基づき漁業権者から知事に報告のあった漁業権漁場の活用状況等について、貴委員会へ報告するものです。</p> <p>3の「報告方法」を御覧ください。</p> <p>県から漁業権者である漁業協同組合に対し、通知した内容となっております。</p> <p>今回の報告の対象期間は、(3)のとおり令和6年9月1日から令和7年8月31日まで、(4)のアからエに掲げる項目について報告を求めました。</p> <p>この内容について、漁業権者であるいわき市漁協、小名浜機船底曳網漁協、相馬双葉漁協から報告を受けた内容を取りまとめたものが次のページになります。</p> <p>資料6 6 ページをお開きください。</p> <p>漁業権の免許番号ごとに、有資格者、操業実績、水揚量、水揚金額、資源管理に関する主な取り組み状況等をお示ししております。</p> <p>資源管理に関する取り組みについては、番号に対応する内容を表の下の欄外に記載しておりますので、併せて御確認ください。</p> <p>県は、漁業権者からの報告を受けて漁業権の活用状況を把握し、漁場が「適切かつ有効」に活用されているか判断するものとされております。</p> <p>操業実績の欄を見ていただきますと、ほとんどの漁場において操業実績があり、漁場が有効に活用されていることが確認できましたが、一部の漁場については実績がありませんでした。</p> <p>実績がなかった漁場について理由、状況等を説明します。</p> <p>共第5号については、震災の影響に伴い操業規模を縮小しており、報告期間内の実績がありませんでしたが、海藻類の行使について調整中との報告をもらっております。</p> <p>なお、共第5号は、いわき市漁協と小名浜機船底曳網漁協間の協定に基づき、いわき市漁協の小浜支所に所属する漁業者も利用できる漁場となっております。</p>

	<p>共第17号については、漁場が福島第一原子力発電所から半径10km内の操業を自粛している海域にあるため、利用できないと報告を受けております。</p> <p>共第25号については、ウニ、アワビの資源を増やすための種場として活用しているとの報告を受けております。</p> <p>区第4号及び6号については、アサリの資源が少なく、報告期間中の操業がなかったと報告を受けております。</p> <p>これらの漁場については、操業実績がない合理的な理由があることから「適切かつ有効」に活用されていると判断いたしました。資料64ページにお戻りください。</p> <p>以上の説明を踏まえ、下記に示すとおり、いずれの漁場においても適切かつ有効な活用が図られていることを確認しましたので、漁業法第91条第1項の規定に基づく指導の必要がないことを御報告いたします。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	ただ今の説明に対して、御質疑等ございませんか。
各委員	(質疑なし)
議長	質疑がないようですので、ただ今の報告につきましては、御承知願います。
<p>報告事項イ かたくちいわし太平洋系群の漁獲可能量による管理を行う際の参考となる数量について</p>	
議長	次に、報告事項イ「かたくちいわし太平洋系群の漁獲可能量による管理を行う際の参考となる数量について」を知事部局から報告願います。
平川主査	<p>はい、議長。</p> <p>水産課の平川です。</p> <p>報告事項イ「かたくちいわし太平洋系群の漁獲可能量による管理を行う際の参考となる数量について」を御説明いたします。</p> <p>資料67ページを御覧ください。</p> <p>1の「概要」について説明します。</p> <p>今回の報告は、令和8管理年度、令和8年1月1日から令和8年12月31日における「かたくちいわし太平洋系群」について、水産庁が漁獲可能量による管理を行う際の参考となる数量を示したため、報告するものです。</p> <p>2の「経緯」として、TAC管理の状況について説明します。</p> <p>「かたくちいわし太平洋系群」については、令和7管理年度よりTAC管理が開始されています。</p> <p>令和8管理年度分として、農林水産大臣から福島県に配分された都道府県別漁獲可能量は「10万7000トンの内数」であり、令和7年12月2日開催の当委員会において、全量を知事管理漁獲可能量に配分することとして諮問し、異議なしとの答申を受</p>

け、配分する数量を定めました。

「10万7000トンの内数」というのは、国全体分として定められた「かたくちいわし太平洋系群」全体の漁獲可能量が10万7000トンであり、各道県と大臣管理区分に対し、それぞれ「10万7000トンの内数」として、数量の区別なく配分されているものです。

なお、TAC管理においては、体色が銀色のものとしてカエリ以上のサイズを対象としています。よって、カエリの漁獲があれば漁獲実績を報告する必要があることに留意してください。

「かたくちいわし太平洋系群」は、令和7管理年度に引き続き令和8管理年度においても、水産庁の資源管理方針に定められた「ステップアップ管理」の「ステップ1」の段階であり、具体的な配分数量は設定されないものの、水産庁から都道府県に対し、具体的な漁獲可能量による管理を行う際の参考となる数量を提示することとしていました。

「ステップアップ管理」については、資料18ページをお開きください。

これは、水産庁が示しているTAC管理のステップアップの考え方です。

現在は、表の中の「2年目」の列にあたります。

ステップは3段階に分かれておりステップ1とステップ2で最長3年間とされ、その後ステップ3として実効的な管理へ移行するという段階的なプロセスとなります。

各ステップの詳細については、資料19ページを御覧ください。

これは、水産庁が示しているTAC管理のステップアップの考え方であり、表の中の「ステップ1」の列に記載されているのが、現在の状況です。

ステップ1の列のうち「TACの配分」という項目を御覧ください。記載として「実質的に国一括の管理とし、具体的な配分数量は設定しない」、「ただし、都道府県に対し、今後、具体的な管理を行うために漁獲可能量による管理を行う際の参考となる数量を提示」とあります。

ここに記載される「漁獲可能量による管理を行う際の参考となる数量」というのが、今回提示された数量です。

この「TACの配分」という項目を右側に向かって見ていくと、ステップ2では、都道府県等への配分の試行を実施とあります。

ここでは、漁業の実態や資源の特性に応じた配分ルール等が検討されます。

ステップ3では、配分ルールに基づき、都道府県等へ配分とあります。ここでは、漁獲量上位8割に含まれる場合は数量明示され、それ以外は現行水準とされます。

なお「漁獲が積み上がった場合の対応」という項目に記載のとおり、ステップ1とステップ2においては、漁獲が積み上がっても、漁業法第33条に基づく「採捕停止命令」は行わないこととしています。

資料67ページにお戻りください。

3の「漁獲可能量による管理を行う際の参考となる数量について」を説明します。

漁獲可能量による管理を行う際の参考となる数量について、水産庁は事務連絡によって数量を示しました。

資料68ページをお開きください。

令和7年12月10日付けの水産庁からの事務連絡です。

水産庁は、福島県について、令和7管理年度における「かたくちいわし太平洋系群」の漁獲可能量による管理を行う際の参考となる数量を、表の右端の列に記載のとおり「11トン」と示しました。

この「11トン」という数量は、都道府県及び大臣管理区分の合計である10万7000トンに対し、福島県分の参考シェアである「0.01%」を掛けて算出されたものです。

この「0.01%」という割合は、令和2年から令和4年までの、都道府県及び大臣管理区分の3か年の漁獲実績シェアの平均値です。

つまり、令和2年から令和4年までの漁獲実績を、配分対象となる17道県と、大臣管理区分である「大中型まき網漁業」を合わせた区分で分けた際に、福島県の割合が「0.01%」であり、これを令和8管理年度の福島県分の参考数量の算定に用いている、ということです。

資料67ページにお戻りください。

3の「漁獲可能量による管理を行う際の参考となる数量について」の、黒ポツの3番目の部分です。

先ほども申し上げましたが、現在は「ステップアップ管理」の「ステップ1」の段階であるため、漁獲が積み上がった場合でも、漁業法第33条に基づく「採捕停止命令」は発出しないこととしています。

なお、今回の算定に係る参考シェアは、令和2年から令和4年までの漁獲実績で機械的に算出されていますが、福島県では震災後、著しく漁獲量が減少していることを踏まえ、「ステップ2」以降においては、震災前の実績を考慮した配分を検討するよう、水産庁に要望しております。

説明は以上です。

議長	ただ今の説明に対して、御質疑等ございませんか。
各委員	(質疑なし)

議 長	質疑がないようですので、ただ今の報告につきましては、御承知願います。
報告事項ウ て	第17回宮城・福島両県海区漁業調整委員交流会の結果について
議 長	次に、報告事項ウ「第17回宮城・福島両県海区漁業調整委員交流会の結果について」を事務局から報告願います。
事務局(佐藤次長)	<p>はい、議長。 事務局の佐藤です。 報告事項ウ「第17回宮城・福島両県海区漁業調整委員交流会の結果について」を御報告いたします。 資料は70ページをお開きください。 資料については、会議に御出席されなかった委員の方にも当日の会議資料を先に送付しておりますので、本日は次第、出席者のみとさせていただきます、要点のみ簡単に御報告させていただきます。</p> <p>本交流会の目的は「仙台湾入会の環境改善を側面的に支援するため、両県海区委員の相互のつながりを発展させる」ことであり、これまで、両県の震災からの復興状況に関する情報共有や漁業の現状に関する相互理解に役立ててきたところです。</p> <p>本交流会は平成13年度から毎年開催されてきました。途中、震災後の2年間とコロナ禍等の影響による直近6年間は中断されておりましたが、今年度から再開されました。</p> <p>今年度は宮城県が担当となり、昨年12月23日に宮城県庁で開催され、宮城県からは委員9名、事務局25名、本県からは宮城入会漁業調整小委員会の委員7名と、知事部局及び事務局10名が出席しました。</p> <p>冒頭、両県海区会長と宮城県水産林政部長から挨拶があった後、宮城県からは「宮城県の水産業の振興に向けた取組と近年の漁獲動向の変化」について説明があり、本県からは「福島県の漁業の現状と復興に向けた取組」について説明しました。</p> <p>その後相互に質疑がなされ、本県の委員からは「黒潮大蛇行の収束にあたる魚種等の変化について」の質疑がございました。</p> <p>その他として、次回の開催については福島県が担当となり、福島県内で開催することとなりました。</p> <p>簡単ですが、以上で報告を終わります。</p>
議 長	ただ今の説明に対して、質疑はありませんか。
各委員	(質疑なし)
議 長	<p>ただ今事務局から説明がありましたが、私も出席いたしました。会議では両県の漁業の現状について情報交換がなされ、海区委員同士の交流がより深まったと感じているところです。</p> <p>そのほか、出席された委員の方から補足説明や御感想等はありませんか。</p>

	ませんか。
各委員	(特になし)
議長	質疑がないようですので、ただ今の報告につきましては、御承知願います。
6 閉会	
議長	これで予定された議題について、すべて終了いたしました。 これをもちまして、第23期第4回福島海区漁業調整委員会を閉会いたします。皆様、お疲れ様でした。

令和8年2月18日

以上、議事録と相違ないことを証するため署名・押印しました。

会 長： 今野智光



議事録署名人： 志田康男



押印

議事録署名人： 渡邊 登





Handwritten text in seal script, possibly a title or a signature, located in the center of the page. The characters are faint and difficult to decipher.

